

金沢市中小企業信用保証料助成金交付要領

1 趣 旨

この要領は、新型コロナウイルス感染症並びに原油、石油製品及び原材料価格又は物価の高騰の影響を受けた中小企業者及び組合の資金繰りの一層の支援を図るため、金沢市中小企業信用保証料助成金（以下「補助金」という。）の交付に関する要綱について、その取扱方法を定めるものとする。

2 補助対象者

本市の制度融資に係る貸付を受ける際に、石川県信用保証協会に信用保証料を支払った中小企業者及び組合。

3 用語の意義

- (1) 制度融資 本市の条例、規則、告示、要綱等の規定に基づき、金融機関が行う融資をいう。
- (2) 信用保証料 本市の制度融資に係る貸付を行う際に、中小企業者及び組合が一括又は分割により石川県信用保証協会へ支払う信用保証料をいう。

4 対象となる制度融資

補助金の対象となる制度融資は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに実行された制度融資で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 緊急経営安定特別資金（新型コロナウイルス感染症対策分）
- (2) 緊急経営安定特別資金（原油価格高騰対策分）
- (3) 中小企業振興特別資金（物価高騰緊急対策分）
- (4) 緊急経営安定特別資金（能登半島地震支援分）
- (5) 中小企業振興特別資金（能登半島地震支援分）

※緊急経営安定特別資金（能登半島地震支援分）及び中小企業振興特別資金（能登半島地震支援分）の資金使途に、借換は含まない。

5 補助金の額

制度融資に係る貸付けを新たに受ける場合の信用保証料に係る助成金の額及び限度額は、当該信用保証料に相当する額（その額に10,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とし、その額は、400,000円を限度とする。

(2) 分割により前項の信用保証料を支払う場合にあつては、助成金の額は年度ごとに支払った信用保証料に相当する額（その額に10,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とし、その額が400,000円に達するまで助成するものとする。

(3) 制度融資に係る貸付けを借換え（借換え前の資金が令和6年3月31日までに実行され、かつ、借換え後の資金が同年4月1日から令和7年3月31日までに実行されたものに限る。）により受ける場合の信用保証料に係る助成金の額及び限度額は、次の各号に掲げる当該信用保証料の額に応じ、当該各号に定める額（その額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、その額は、800,000円を限度とする。

- ① 400,000円を超える額 400,000円に、信用保証料の額から400,000円を控除した額に2分の1を乗じて得た額を加えた額
- ② 400,000円以内の額 当該信用保証料に相当する額

(4) 分割により前項の信用保証料を支払う場合にあつては、助成金の額は年度ごとに支払った信

用保証料に相当する額（その額に10,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とし、その額が800,000円に達するまで助成するものとする。

6 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 石川県信用保証協会の発行する信用保証料又は信用保証料計算書の写し
- (2) 融資等実行証明書（様式第1号）
- (3) 本市の発行する納税証明書（直近1年分）
- (4) その他市長が必要と認める書類

7 補助金の返還

制度融資の繰上償還等による信用保証料の返戻金を受けた場合で、支払済の信用保証料から返戻金を差し引いた額が交付を受けた助成金の総額を下回るときは、その差額を市に返還するものとする。